

【安全な学校給食を提供し続けるために】

市が予防原則に立ち、国が安全性を認めている食材についても、遺伝子組み換え食品でないと証明されたものを使用するよう学校給食食材取扱基準において定めていることは高く評価。

一方、世界ではゲノム編集食品の研究が進んでいる。中には遺伝子組み換え生物等規制法の規制対象外に置かれ、安全性の審査が必要ないとされているものがある。さらに、日本はゲノム編集食品の表示の義務化を見送る方針であるため、消費者が安全な食品を選ぶことができなくなる可能性が高まっている。

加えて、去年は種子法が廃止。さらに、今国会で審議される種苗法もまた、今後の適用次第では、遺伝子組み換え技術を有し、種と農薬をセットで販売する多国籍企業が、野菜や果物の種を独占する道を開く。

こういった情報は、市内の農家の間では共有されているか。子どもたちに確実に安全な食材を使った給食を供給し続けるために、給食に有機米や有機野菜を取り入れたり、地場野菜を育てる農家を守る規制条例を作ったり、栄養士やS&Aの農家を中心に学習会を行うなど、最大限の努力を求める。

<答弁>

調布市教育委員会は、市内公立小学校全校に正規職員の栄養士を配置。各学校作成の食に関する指導に係る全体計画に基づき、専門知識を有する栄養士が、国の手引き等を参考に献立の作成や使用する食材を選定。

特に、食材の選定については、教育委員会で定めた取扱基準に基づき、遺伝子組み換えをしていないものや産地等が確認できるものなどを使用するとともに、事業者から、遺伝子組み換え食品でないことが確認できる原材料表の書類を取り寄せるなど、万全の注意を払って発注。

また、安全で環境に配慮した農産物の栽培を促進するため、希望する市内農業者に対して有機質肥料を配布。農業に係る法律の改正等については、教育委員会やJAマインズと連携し、適宜情報共有していく。

今後も、安全・安心な学校給食の提供に努める。